

伊江村墓地、埋葬等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号。以下「法」という。)及び沖縄県の事務処理の特例に関する条例(平成12年沖縄県条例第4号)の規定に基づき、墓地、納骨堂又は火葬場(以下「墓地等」という。)の経営の許可の基準その他墓地等の経営に関し必要な事項を定めるものとする。

(経営許可の申請)

第2条 法第10条第1項の規定により、墓地等の経営の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書により、村長に申請しなければならない。

- (1) 墓地等の経営者の氏名及び住所
- (2) 墓地等の名称
- (3) 墓地等の所在地
- (4) 申請の理由
- (5) 周囲の状況及び区画の方法(墓地にあっては墳墓の区画数、納骨堂にあっては納骨区画数、火葬場にあっては付帯設備等)

2 前項に規定する申請書には、規則で定める書類及び図面を添付しなければならない。

(変更許可の申請)

第3条 法第10条第2項の規定により、墓地等の経営の変更許可を受けようとする者は、次に掲げる書類を添えて、規則で定める申請書を村長に提出しなければならない。

- (1) 墓地の場合は、変更前後の区域を明示した図面
- (2) 納骨堂又は火葬場の場合は、変更前後の敷地及び建物の図面並びに構造仕様書

(廃止許可の申請)

第4条 法第10条第2項の規定により、墓地等の経営の廃止許可を受けようとする者は、改葬計画書を添えて、規則で定める申請書を村長に提出しなければならない。

(経営の許可)

第5条 墓地等の経営をしようとする者は、村長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により設置した墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更し、又は墓地等を廃止しようとする者も、同様とする。

(許可証の交付)

第6条 村長は、第2条から第4条の規定による申請があった場合は審査し、法及び条例に反せず、かつ公共の福祉に反しないと認められるときは、これを許可し、許可証を交付するものとする。

(経営者の講ずべき措置)

第7条 墓地等の経営の許可を受けたものは、墓地等を清潔に保つとともに、納骨堂又は火葬場にあっては、施設の見やすい箇所に規則で定める事項を明示した標札を掲げなければならない。

(墓地等の設置場所及び施設基準)

第8条 墓地等の設置場所の要件及び施設基準は、公衆衛生その他公共の福祉の見地に従って、規則で定める。

(墓地等の経営者)

第9条 墓地等を経営できる者は、原則として村とし、宗教法人又は公益法人（以下「宗教法人等」という。）は経営することができない。ただし、村の経営により難しい事情がある場合は、この限りでない。

2 前項の規定によるほか、村長が村民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるものにあつては、個人の墓地経営を許可することができる。

3 個人で墓地を経営する場合は、前条に規定してある設置場所の要件並びに施設基準に適合しているとともに、できるだけ既存の墓地に隣接している地を選び、かつ必要最小限の面積とする。

(補則)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

(経過処置)

2 この条例の施行の際、現に存する墓地等の設置場所及び施設基準については、当該墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更する場合を除き、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際、現になされている申請その他の手続きについては、それぞれこの条例の規定に基づき提出された申請書等とみなす。